

奈良県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十九年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
平成まほろば病院	橿原市四分町八二―一	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成二十九年十一月一日